

○2023年度前期授業の開始に向けて（本学学生のみなさんへ）

【大学内での感染拡大防止対策】

1、感染症法上「2類相当」期間中は、次の理由による場合は自己都合による欠席扱いとはしません。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症罹患者の濃厚接触者とされた場合
- (3) 新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合
- (4) 京都市又は居住地に、まん延防止等重点措置が実施された場合、又は緊急事態宣言が発出された期間内に、体調不良により欠席した場合

以上の理由で授業を欠席した場合は、欠席した日から1週間以内に教務課へお越しください。授業欠席についての配慮依頼文書を交付します。交付を受けた日から1週間以内に授業担当教員へ提出してください。

※ 欠席した日から1週間以内に来学できない場合は、欠席した日から1週間以内に教務課に電話(644-8831)で連絡すること。欠席した日から1週間以内に電話連絡がなく、1週間を経過した場合は、配慮依頼文書を交付しません。

上記以外の欠席は、授業案内又は学生便覧の「授業の欠席」のページに記載のとおり取り扱いとします。

2、定期試験を欠席し、追試験を受験しようとする場合は、授業案内又は学生便覧の「追試験」のページに記載の「手続き」欄に基づき申請を行ってください。当該「手続き」欄に記載されている要件が満たされない場合は、追試験の申請を受け付けません。

3、各自、十分な手洗いをお願いします。また、各建物の入り口に、アルコール消毒液を設置します。マスクは各自の判断で着用してください。

4、授業（一般の講義室）の教室配当は、各種のオリエンテーションや説明会、複数クラスの合同授業回など、一時的な講義室の利用時を除き、「定期試験時の着席方法による定員（間隔を空けて着席できる人数）以下」とする基準で可能な限り配当します。

5、「2類相当」期間中は、食堂の感染防止策として、食堂のテーブルに仕切り板を設置しています。また、混雑を緩和するため、食堂及び談話室の利用に加え、大学会館1階の大集会室、3階の演習室を利用できるようにします。なお、2限又は3限に授業がない学生は、2限又は3限の時間帯での利用をお願いします。

6、クラブ・サークル・学生団体のボックスの滞在は必要最小限とし、「2類相当」期間中は、ボックス内での飲食は控えてください。

7、体育実技等の更衣の際は、体育館・武道場・合宿所に分散しての利用をお願いします。

8、次に該当する期間は、感染拡大防止のため、対面授業と遠隔授業を交えた形態で授業を実施します。なお、該当する期間ごとに実施形態をお知らせします。（該当する期間以外は、対面授業を実施します。）

- (1) 近畿2府4県のいずれかの地域に、政府から「緊急事態宣言」が発出された場合の当該期間
- (2) 京都市を含む地域に、「まん延防止等重点措置」が適用された場合の当該期間
- (3) 京都府又は京都市から、大学に対し「休業要請」が発出された場合の当該期間（全面的な休業要請の場合は、対面授業は実施しません。）

- (4) 本学の学生、教職員に罹患者が認められた場合等で、本学危機対策本部が授業形態を変更する必要があると認めた期間

【遠隔授業時の対応】

- 1、対面授業休止時の遠隔授業は、原則、自宅で受講することになります。パソコン等がない学生に対し、教務課でノートパソコン(※)を貸し出します。データ通信に必要なSIMカードは、初回のみ大学が費用を一部負担します。
- 2、授業の一部が遠隔授業になった時は、自宅もしくは大学で受講してください。大学で受講する場合は、配当講義室（当該授業時間帯）や情報処理センターの端末室（開放時間帯）で受講できます。配当講義室で受講するに当たっては、ノートパソコン等を持参してください。ノートパソコン等を持っていない学生には、当該授業時間帯に限り、教務課でノートパソコン(※)を貸し出します。

※貸し出しできるノートパソコンは限りがあります。ノートパソコンを持っている学生は、持参してください。